平成２２年（再ロ）第１０１２２号

東京都大田区大森西２－２－13－601

再生債務者　大高　照輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第４号

長崎県諫早市多良見町化屋529番地８　みぎはうす201号

再生債務者　山下　大地

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月３日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再ロ）第３号

香川県丸亀市前塩屋町２丁目１番40－504号　オレンジハイツ丸亀

再生債務者　西田　百合

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月２日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（再ロ）第１１号

秋田市外旭川字神田573番地９

再生債務者　工藤亜希子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月３日

秋田地方裁判所民事第２部

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものと見なされたので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　イムラ封筒企業年金基金

2．事務所の所在地　大阪市中央区内本町二丁目１番13号

3．実施事業所の名称及び所在地　株式会社イムラ封筒　大阪市中央区内本町二丁目１番13号

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

5．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施するにあたっての承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

6．解散認可年月日　平成23年２月１日

平成23年２月14日

大阪市中央区内本町二丁目１番13号

イムラ封筒企業年金基金

理事長　三上　輝雄

企業年金基金清算人就任公告

平成23年２月14日

イムラ封筒企業年金基金

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項により、厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものと見なされたので、施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　山田　　実

2．住所　大阪市中央区内本町二丁目１番13号

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一八一頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一三九頁（号外第一二七号）

平成二十三年二月十四日

東京都府中市住吉町二丁目三〇番地の七

（甲）東京エレクトロンＦＥ株式会社

代表取締役　村上　博文

東京都府中市住吉町二丁目三〇番地の七

（乙）東京エレクトロンＰＳ株式会社

代表取締役　阪本　甚三郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月二十二日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一八一頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一三九頁（号外第一二七号）

平成二十三年二月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目八番一号

（甲）株式会社ＴＫＪ

代表取締役　山口　舜三

大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二七号

（乙）関西マルチメディアサービス株式会社

代表取締役　原　　格

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月二十二日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一二七頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一三七頁（号外第一二七号）

平成二十三年二月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目八番一号

（甲）株式会社テクノロジーネットワーク

代表取締役　山口　舜三

大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二七号

（乙）関西マルチメディアサービス株式会社

代表取締役　原　　格

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月二十二日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一八一頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載貢　一三九頁（号外第一二七号）

平成二十三年二月十四日

東京都府中市住吉町二丁目三〇番地の七

（甲）東京エレクトロンＦＥ株式会社

代表取締役　村上　博文

東京都府中市住吉町二丁目三〇番地の七

（乙）東京エレクトロンＰＳ株式会社

代表取締役　阪本　甚三郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲は会社法第七九五条第一項に基づき、平成二十三年二月二日開催の株主総会において吸収合併契約の承認決議を受け、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十五日

掲載貢　一二〇頁（号外第一三四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十五日

掲載貢　一二〇頁（号外第一三四号）

平成二十三年二月十四日

東京都渋谷区代々木二丁目二番六号

（甲）株式会社ジェイアール東日本建築設計事務所

代表取締役社長　杉村　真夫

東京都渋谷区代々木一丁目六〇番一一号

（乙）株式会社ジェイアール東環境計画

代表取締役社長　杉村　真夫

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十五日

掲載貢　一二〇頁（号外第一三四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月二十八日

掲載貢　一三七頁（号外第一三七八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年二月十四日

東京都中央区銀座三丁目八番一四号

（甲）株式会社アリーズ

代表取締役　服部　孝子

東京都港区南麻布四丁目五番三二号

（乙）有限会社エアリイ

代表取締役　服部　孝子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲は会社法第七九五条第一項に基づき、平成二十三年二月二日開催の株主総会において吸収合併契約の承認決議を受け、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十五日

掲載貢　一二〇頁（号外第一三四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月二十八日

掲載貢　一三七頁（号外第一三七八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年二月十四日

東京都中央区銀座三丁目八番一四号

（甲）株式会社アリーズ

代表取締役　服部　孝子

東京都港区南麻布四丁目五番三二号

（乙）有限会社エアリイ

代表取締役　服部　孝子